

**「新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドライン」(改定素案)に関する  
説明会における意見・質問要旨と区の回答要旨**

### 1 地域説明会の実施結果

	説明会	日時	会場	参加者
1	地域説明会(1回目)	6月30日(木) 14:00～	新宿コズミックセンター大会議室	2名
2	地域説明会(2回目)	7月1日(金) 18:00～	四谷スポーツスクエア会議室Y	1名

### 2 意見・質問件数及び計画への反映等

#### ・意見等件数 9件

	意見項目の内容	件数
1	改定のプロセスに関する意見	3件
2	景観まちづくり計画の位置づけ	1件
3	景観まちづくりの推進	4件
4	エリア別景観形成ガイドライン	1件
	合 計	9件

#### ・計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	0件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組みの参考とする	0件
E	意見として伺う	0件
F	質問に回答する	9件
G	その他	0件
	合 計	9件

### 3 回答要旨

《記載内容は、以下の項目を設け、整理しています。》

項目	説明
【分類】	頂いたご意見等が計画の何に対するご意見であるか示しています。
【ページ】	頂いたご意見等が計画のどのページに対するご意見であるか示しています。
【意見要旨】	頂いたご意見等について、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【回答要旨】	計画への反映等については、上記のA～Gの分類で示しています。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

説明会における意見・質問要旨と区の回答要旨

No.	分類	ページ		回答要旨
1	改定のプロセス	6	ワーキンググループについて、どのような大学が参加したか。	F ご質問に回答します。 ワーキンググループは、新宿区景観まちづくり審議会委員の学識経験者が所属する大学を中心に、東京大学、工学院大学、東京都市大学、東京理科大学、芝浦工業大学、早稲田大学、横浜国立大学及び横浜市立大学と連携し、これらの大学の都市計画や景観まちづくり等を学ぶ学生が参加しています。
2	改定のプロセス	6	ワーキンググループについて、各大学の学生は何名ずつ参加したか。	F ご質問に回答します。 学生の内訳は、東京大学4名、工学院大学9名、東京都市大学5名、東京理科大学6名、芝浦工業大学9名、早稲田大学5名、横浜国立大学4名、横浜市立大学1名となっています。
3	改定のプロセス	6	ワーキンググループについて、早稲田大学の学生は戸塚地域に詳しいと思われるが、どの地域を担当したか。	F ご質問に回答します。 各地域を担当するチームは複数の大学の学生で構成されており、戸塚地域を担当した5名の学生のうち3名が早稲田大学所属となっています。
4	景観まちづくり計画の位置づけ	8	景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインの使い方と違いを教えてください。	F ご質問に回答します。 景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインは、景観事前協議の際に活用しています。 また、景観まちづくり計画は景観法に基づき景観形成方針や景観形成基準等を定めたもので、景観形成ガイドラインは地域特性に応じた良好な景観形成を推進するために定めたものです。
5	景観まちづくりの推進	65	第3章景観まちづくりの推進の関係機関との連携に大学との連携とあるが、詳細を教えてください。	F ご質問に回答します。 景観まちづくり計画の策定時に、景観計画検討小委員会委員の学識経験者が所属する大学と連携し、詳細な調査を実施しました。また、今回の改定においても景観まちづくり審議会の学識委員が所属する大学等と連携し、ワーキンググループによる現地調査を実施しています。
6	景観まちづくりの推進	65	景観まちづくり計画の改定に関して隣接区との協議は行っているか。	F ご質問に回答します。 隣接区との協議は景観まちづくり計画策定時に実施しており、例えば、「新宿御苑みどりと眺望保全地区」では渋谷区景観計画で定める「新宿御苑周辺地区」と連携を図っています。
7	景観まちづくりの推進	69	景観まちづくり審議会の役割を教えてください。	F ご質問に回答します。 景観まちづくり審議会は、景観まちづくり計画の改定や景観重要建造物、景観重要樹木の指定等について審議を行います。また、都市開発諸制度等を活用する大規模建築物等、景観に影響を与えるおそれのある建築物については、景観事前協議の内容を景観まちづくり審議会に報告しています。
8	景観まちづくりの推進	74	景観事前協議において、届出の内容が景観まちづくり計画または景観形成ガイドラインに適合していない場合、事業者に対して要請を行うことはできるか。	F ご質問に回答します。 新宿区景観まちづくり条例に基づき、景観事前協議の届出に係る行為が景観まちづくり計画又は景観形成ガイドラインに定める事項に適合しないと認められるときは、必要な措置を講ずるよう要請することができます。
9	エリア別景観形成ガイドライン	230	エリア別景観形成ガイドラインの9-7柏木南再開発エリアの南側について、10新宿駅周辺地域ではなく9柏木地域に含まれている理由を教えてください。	F ご質問に回答します。 エリア別景観形成ガイドラインの地域は、区の特別出張所の所管区域に合わせたため、9-7柏木南再開発エリアは9柏木地域に含めています。